

- ア 検査結果の都道府県（保健所を設置する市にあっては、市とする。）に対する通知については、連絡窓口を保健所等に一元化する等検査結果の伝達に係る責任の明確化を図られたいこと。なお、検査の結果、「不適正」と判定された浄化槽については、当該検査結果が速やかに通知されるよう措置されたいこと。
 - イ 検査の結果、改善が必要と認められる浄化槽については、保健所等が中心となって改善指導を確実に実施されたいこと。なお、構造及び施工に関する事項については、建築部局と連携して、改善指導を実施されたいこと。
 - ウ 社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である各都道府県の浄化槽協会で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」は、法定検査の結果が浄化槽機能の改善につながる効果的な制度であるので、その一層の活用を図られたいこと。
- 4 その他
- ア 浄化槽に関する知識及び技術を提供できる専門機関として、浄化槽の機能調査等に指定検査機関を積極的に活用するとともに、市町村と指定検査機関の連携の強化が図られるよう指導されたいこと。
 - イ 指定検査機関の間の情報交換を促進するため、指定検査機関における相互交流活動の一層の推進に配慮されたいこと。

浄化槽の保守点検時に残留塩素を測定する方法について

平成14年10月11日環廃対第662号

各都道府県・各政令市浄化槽担当部（局）長宛
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物
対策課浄化槽推進室長通知

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査（以下、「法定検査」という）のうち、残留塩素濃度の測定方法については、平成14年2月7日付け環廃対第104号の当職通知をもって、オルトリジンを用いた方法（OT法）を削除し、DPD法を用いることとして平成14年4月1日より適用したところである。

オルトリジンについては、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）等により規制がなされているほか、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日法律第86号）においても第一種指定化学物質に指定されている。

ついては、法定検査時に限らず、浄化槽の保守点検時において残留塩素濃度を測定する場合においても、オルトリジンを用いないよう、浄化槽の保守点検を業とする者に対して指導されるとともに、貴管下の市町村、浄化槽関係業者、浄化槽管理者等に周知されるようお願いする。

新潟県浄化槽法施行細則（昭和60年新潟県規則第77号） 最終改正 平成18年1月31日規則第3号

（趣旨）

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「厚生省令」という。）、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号。以下「建設省令」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省令・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）の施行に伴い、必要な事項を定めるものとする。

（工事等の取りやめの通知）

第2条 法第5条第1項の規定により届出をした者は、当該届出に係る浄化槽の工事又は計画を取りやめたときは、その旨を知事及び特定行政庁に通知するよう努めるものとする。

第3条 削除

（浄化槽の検査）

第4条 知事又は特定行政庁は、浄化槽の維持管理又は工事について、必要により厚生省令第1条の2から第3条まで及び共同省令第1条に規定する技術上の基準に適合するかどうかの検査を行うものとする。

（浄化槽使用開始報告書及び添付書類）

第5条 法第10条の2第1項に規定する報告書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

2 浄化槽管理者は、前項の報告書に、厚生省令第5条第1項に規定する最初の保守点検の結果を記載した別記第3号様式による浄化槽保守点検結果票を添付しなければならない。

(技術管理者変更報告書)

第6条 法第10条の2第2項に規定する報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

(浄化槽管理者変更報告書)

第7条 法第10条の2第3項に規定する報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

(書類の提出部数等)

第8条 法、厚生省令、建設省令、共同省令により知事に提出する書類の提出部数及び提出先は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年規則第6号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成6年規則第23号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第16号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第169号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第14号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第3号）

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

別表（第8条関係）

提出書類		様式	提出部数	提出先
1	浄化槽工事登録申請書	建設省令様式第1号	1部	新潟県土木部監理課
2	浄化槽工事登録事項変更届出書	建設省令様式第7号	〃	〃
3	特例浄化槽工事業者届出書	建設省令様式第11号	〃	〃
4	特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書	建設省令様式第12号	〃	〃
5	浄化槽設置届出書	共同省令様式第1号	4部	当該施設の所在地を管轄する保健所※
6	浄化槽変更届出書	共同省令様式第2号	〃	〃
7	浄化槽廃止届出書	厚生省令様式第1号	2部	〃
8	浄化槽使用開始報告書	第2号様式	3部	〃
9	浄化槽保守点検結果票	第3号様式	2部	〃
10	浄化槽技術管理者変更報告書	第4号様式	〃	〃
11	浄化槽管理者変更報告書	第5号様式	〃	〃

※平成18年4月1日からは、当該施設を所管する地域振興局に改正される予定。

浄化槽使用開始報告書

平成 年 月 日

新潟県知事

様

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

及び代表者の氏名

電話番号

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第10条の2第1項の規定により、次のとおり報告します。

1 浄化槽の規模	
2 設置場所	
3 設置の届出 年 月 日	平成 年 月 日
4 使用開始年月日	平成 年 月 日
5 技術管理者 の氏名	

- (注) 1 処理能力が500人以下の浄化槽にあっては、技術管理者の氏名欄に当該浄化槽を保守点検する者の氏名を記入すること。
2 処理能力が501人以上の浄化槽にあっては、技術管理者の略歴書を添付し、かつ、厚生大臣認定講習会の修了者である場合は、修了認定証の写しを添付すること。

浄化槽技術管理者変更報告書

平成 年 月

日

新潟県知事

様

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

及び代表者の氏名

電話番号

浄化槽の技術管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第2項の規定により、次のとおり報告します。

1 設置場所	
2 技術管理者の氏名	変更前
	変更後
3 変更年月日	年 月 日

- (注) 変更後の技術管理者の略歴書を添付し、かつ、当該技術管理者が厚生大臣認定講習会の修了者である場合は、修了認定証の写しを添付すること。

浄化槽保守点検結果票(使用開始前)

点検月日	月 日	実施時刻	時 分	分から	点検者印	④
点検項目	状 態	備 考	備 考	備 考	備 考	備 考
1 使用準則の遵守	良・不良					
2 流入管きよ及び放流管きよと槽の接続	良・不良	網接続、破損、こう配、その他				
3 槽の水平の保持	良・不良	沈下、浮上、その他				
4 流入管きよにおける雑排水の流れ方	良・不良	異物の付着、たい積、目詰り、その他				
5 単位装置及び付属機器類の設置の位置	良・不良					
6 単位装置及び付属機器類の機能	良・不良					
7 照 明	有・無	し尿臭・腐敗臭・どぶ臭・腐敗臭・その他				
8 臭 気	有・無	程度 強・弱	原因からの苦情	有・無		
9 騒 音	有・無	程度 強・弱	原因からの苦情	有・無		
10 振 動	有・無	程度 強・弱	原因からの苦情	有・無		
8 所見及び特記事項						

浄化槽管理者変更報告書

平成 年 月

日

新潟県知事

様

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称)

及び代表者の氏名

電話番号

浄化槽管理者を変更したので、浄化槽法第10条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。

1 設置場所	
2 変更前の浄化槽管理者の氏名又は名称	
3 変更年月日	年 月 日

浄化槽法施行細則（新潟市）（昭和60年9月28日規則第48号）最終改正 平成18年1月31日規則第3号

（趣旨）

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）及び浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（浄化槽工事の中止等の連絡）

第2条 法第5条第1項の規定により届出をした者が、当該浄化槽の工事又は計画を中止したときは、市長に連絡するものとする。

第3条 削除

（浄化槽の検査）

第4条 市長は、浄化槽の工事又は維持管理について、必要により、共同省令第1条並びに環境省令第1条の2、第2条及び第3条に規定する技術上の基準に適合するかどうかの検査を行うものとする。

（浄化槽の使用開始等の報告）

第5条 法第10条の2に規定する報告書の様式は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽使用開始報告書 別記様式第2号
- 二 技術管理者変更報告書 別記様式第3号
- 三 浄化槽管理者変更報告書 別記様式第4号

（清掃業許可申請書の様式）

第6条 環境省令第10条第1項の申請書は、別記様式第5号によるものとする。

（清掃業許可申請書の添付書類）

第7条 環境省令第10条第2項第3号の書類は、別記様式第6号によるものとする。

2 環境省令第10条第2項第5号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- 一 清掃を予定している浄化槽の数を記載した書類 別記様式第7号
- 二 浄化槽清掃に従事する者の名簿 別記様式第8号
- 三 浄化槽清掃に使用する器具明細書 別記様式第9号
- 四 浄化槽清掃に使用する車両一覧表 別記様式第10号
- 五 営業所及び車庫の所在を示す図面
- 六 清掃業許可申請者の印鑑登録証明書等

（清掃業許可証の交付等）

第8条 市長は、法第35条の規定により浄化槽清掃業の許可をした場合は、別記様式第11号による浄化槽清掃業許可証を交付するものとする。

2 浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃業許可証を忘失し、又は汚損したときは、遅滞なく別記様式第12号による浄化槽清掃業許可証再交付申請書により再交付を申請しなければならない。

（変更の届出書の様式）

第9条 環境省令第12条の届出書は、別記様式第13号によるものとする。

（廃業等の届出）

第10条 法第38条の規定により浄化槽清掃業の廃業等の届出をしようとする者は、別記様式第14号による浄化槽清掃業廃業届出書を市長に提出しなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第8号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第101号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第20号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第3号）

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

別紙様式第1号（第3条関係）
削除

別記様式第2号（第5条関係）

浄化槽使用開始報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

浄化槽管理者 （届出者）	住 所	
	（法人の場合はその所在地） 電話（ ） 氏 名	
浄化槽の規模	（法人の場合はその名称、代表者の氏名） ☐ 合併 人権 ☐ 単独	
設置場所		
設置の届出年月日		
使用開始年月日		
技術管理者の氏名 （501人権以上の場 合）		
保守点検業者名		
使用直前の 保守点検	実 施 年月日	年 月 日
	実 施 結 果	

- 添付書類 1 技術管理者の履歴書
2 技術管理者が環境省関係浄化槽法施行規則第8条に規定する技術
管理者の資格を有していることを証する書類

注：該当する項目の□に○を記入してください。

別記様式第3号（第5条関係）

技術管理者変更報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

届 出 者	住 所	
	（法人の場合はその所在地） 電話（ ） 氏 名	
設置場所	（法人の場合はその名称、代表者の氏名）	
技術管理 者の氏名	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

- 添付書類 1 変更後の技術管理者の履歴書
2 技術管理者が環境省関係浄化槽法施行規則第8条に規定する技
術管理者の資格を有していることを証する書類

別記様式第5号（第6条関係）

この欄は記入しないでください	
受 付	年 月 日
許 可	年 月 日
許可番号	指令 第 号

別記様式第4号（第5条関係）

浄化槽管理者変更報告書

年 月 日

（あて先）新潟市長

届 出 者	住 所	
	（法人の場合はその所在地） 電話（ ） 氏 名	
設置場所	（法人の場合はその名称、代表者の氏名）	
浄化槽管理 者の氏名	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	

浄化槽清掃業許可申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

申 請 者	住 所	
	（法人の場合はその所在地） 電話（ ） 氏 名	
営業所の所在地	（印） （法人の場合はその名称、代表者の氏名）	
事業の用に供す る施設の概要		

- 添付書類
1 法人にあっては定款又は寄附行為、登記簿の謄本
2 個人にあっては住民票の写し
3 申請者の誓約書及び印鑑登録証明書等
4 事業計画書
5 従事者名簿
6 図具明細書
7 車両一覧表
8 営業所・車庫の所在地案内図

別記様式第7号（第7条関係）

事業計画書

浄化槽清掃業許可申請者、その役員及び法定代理人は、浄化槽法第38条第2号イからニまで及びイへからチまでのいずれも該当しない者であることを誓約します。

申請者

(印)

(あて先) 新潟市長

方式 人種	總數	單獨處理	合併處理
計	基	基 ()	基
500人以下		()	
501人以上		()	

注 1 今後1年間に消播を予定している浄化槽の数を記載すること。
2 () 内には全ばっ気方式を再掲すること。

別記様式第9号（第7条関係）

器具明細表

年 月 日現在

[illegible]

職種は、運転手、作業員、事務員等と記入すること。

[illegible]

注：浄化槽法施行規則第11条に規定する器具を記入すること。

表寬一兩車

表寬一兩車

[illegible]

- 1 車種は、具体的な車名を記入すること。
- 2 所有者の欄は使用者である場合、必ず所有者を記入すること。

指令第 号

浄化槽清掃業許可証

許 可 業 者	住 所
	氏 名
許可年月日	年 月 日
根 拠 条 項	浄化槽法 第35条第1項
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件	

年 月 日

新鴻市長

(印)

別記様式第13号（第9条関係）

この欄は記入しないでください		
受 付	年	月 日
再 交 付	年	月 日

淨化槽清掃業許可証再交付申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

許 可 業 者 (申請者)	住 所	
	(法人の場合はその所在地)	電話 ()
	氏 名	
	(法人の場合はその名称、代表者の氏名)	
許 可 番 号	指 令	第 号
許 可 年 月 日	年	月 日
申 請 理 由		

添付書類

汚損した場合に於ては、汚損した許可証

淨化槽清掃業許可申請事項變更届出書

年 月 日

(あて先)新潟市長

許 可 業 者 (届 出 者)		住 所 (法人の場合はその所在地) 氏 名 (印) (法人の場合はその名称、代表者の氏名)	
許 可 番 号		指 令 第 号	
許 可 年 月 日		年 月 日	
変 更 内 容	変 更 事 項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			

添付書類 1 清播業許可証

2 変更事項が証明できる書類

浄化槽清掃業廃棄等届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

許可業者 （届出者）	住 所
	（法人の場合はその所在地） 電話（ ）
	氏 名 （印） （法人の場合はその名称、代表者の氏名）
許可番号	指令 第 号
許可年月日	年 月 日
廃棄等年月日	年 月 日
廃棄等の理由	

添付書類 1 清掃業許可証
2 廃棄等の理由が証明できる書類

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

（昭和60年新潟県条例第34号） 最終改正 平成17年3月30日条例第19号

（目的）

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（登録）

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「保守点検業」という。）を県内（新潟市を除く。）で営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地

- 三 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）の氏名
 - 四 浄化槽保守点検業を営もうとする市町村ごとの区域（以下「営業区域」という。）の名称
 - 五 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専任する営業区域の名称
 - 六 営業区域ごとに業務提携をし、又はすることが確実な浄化槽清掃業者及び浄化槽の汚泥を収集し、運搬する業者の氏名又は名称
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を及び図面を添付しなければならない。
- 一 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類
 - 二 第10条第3項に規定する器具の明細を記載した書類
 - 三 営業区域ごとに、浄化槽清掃業者及び浄化槽の汚泥を収集し、運搬する業者と業務提携をし、又はすることが確実であることを証する書類
 - 四 その他規則で定める書類又は図面

（登録の実施等）

第4条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項の各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者及び営業区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。
- 3 何人も、知事に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（登録の拒否）

第5条 知事は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - 二 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - 三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - 四 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しないもの
 - 五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
 - 六 法人でその役員のうち前各号の一に該当するものがある者
 - 七 第10条第1項から第3項までに規定する要件の一を欠く者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

（変更の登録）

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項第4号の営業区域を拡大しようとするときは、知事の変更の登録を受けなければならない。

- 2 第3条の規定は、前項の登録を受けようとする場合に準用する。
- 3 第4条第1項及び第2項並びに第5条の規定は、知事の変更の登録を行う場合に準用する。この場合において、第4条第1項中「前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号」とあるのは「変更の登録に係る事項及び変更の登録の年月日」と、同上第2項中「営業区域」とあるのは「拡大される営業区域」とそれぞれ読み替えるものとする。

（変更の届け出）

- 第7条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があったとき（前条に該当する場合を除く。）は、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 第4条第1項及び第2項並びに第5条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（廃業等の届出）

- 第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
 - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
 - 五 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

（登録の抹消）

- 第9条 知事は、前条の規定による届出があった場合（同情の規定による届出がなく同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により登録を抹消したときは、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であった者及びその営業区域であった区域を管轄する市町村の長に通知しなければならない。

（営業所の設置等）

- 第10条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置かなければならない。
- 2 浄化槽管理士は、浄化槽の清掃を行う者との連携等浄化槽の管理が適正に行われるよう、営業区域ごとに専任でなければならない。ただし、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由があるときは、この限りではない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、規則で定める器具を備えなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるため、必要な措置をとらなければならない。

（業務の実施等）

- 第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認めたときは、速やかに浄化槽管理者に文書により通知し、かつ、浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては、委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、法第7条及び法第11条に規定する水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。
- 4 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯しなければならない。

（標識の掲示）

- 第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備え付け等）

- 第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（登録の取り消し等）

- 第14条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の

期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第2条第1項若しくは第3項の登録又は第6条第1項の変更の登録を受けたとき。
- 二 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき
- 三 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- 四 法第12条第1項の助言、指導若しくは勧告に従わず、その情状が特に重いとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

(報告徴収・立入検査等)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かる、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第16条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を納めなければならない。

- 一 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 3万5千円
- 二 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 3万3千円
- 三 第6条第1項の規定により変更の登録を受けようとする者 3万3千円

(罰則)

第17条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- 一 第2条第1項若しくは第3項又は第6条第1項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- 二 不正の手段により第2条第1項若しくは第3項又は第6条第1項の登録を受けた者
- 三 第14条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者
- 二 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- 三 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 四 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは隠蔽し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、第17条又は第18条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(委任)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県内で浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日(その者がその日以前に第3条第1項の規定による申請書を提出した場合にあつては、第2条第1項の登録を受けた日)までの間は、第2条第1項の規定にかかわらず、引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

附 則（平成4年条例第24号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第20号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第59号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第8号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第51号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行後に行われる同条第1項の登録及び同条第3項の更新の登録（この条例の施行前に従前の登録の有効期間が満了する同条第1項の登録に係るものを除く。）から適用する。

附 則（平成17年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

（昭和60年新潟県規則第73号） 最終改正 平成17年9月13日規則第120号

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請書の提出）

第2条 条例第2条第1項若しくは第3項又は条例第6条第1項の規定により、登録を受けようとする者は、主たる営業区域を管轄する保健所長（以下「管轄保健所長」という。）を経由して別記第1号様式による申請書正副各1部を知事に提出するものとする。

2 前項の場合において、条例第2条第3項の規定により、登録を受けようとする者は、従前の登録の有効期間の満了の日の2月前から1月前間での間に申請書を提出しなければならない。

（申請書の添付書類）

第3条 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。

- 一 申請者が個人である場合はその略歴を記載した書類及び住民票の写し又はこれに代わる書類、法人である場合はその代表者及び役員の略歴を記載した書類並びに当該法人の登記事項証明書
- 二 営業所の位置及び所在地付近の案内図
- 三 営業区域ごとに保守点検を受託している浄化槽の基数を記載した書類
- 四 浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し
- 五 浄化槽管理士の略歴を記載した書類及び住民票の写し又はこれに代わる書類
- 六 その他知事が必要と認める書類

第4条 条例第3条第2項及び前条に規定する書類のうち、次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------|
| 一 条例第3条第2項第1号の誓約書 | 別記第2号様式 |
| 二 条例第3条第2項第2号の器具明細書 | 別記第3号様式 |
| 三 条例第3条第2項第3号の業務提携証書 | 別記第4号様式 |
| 四 前条第1号の略歴書 | 別記第5号様式 |
| 五 前条第3号の浄化槽受託基数一覧表 | 別記第6号様式 |
| 六 前条第5号の略歴書 | 別記第7号様式 |

（登録簿の様式）

第5条 条例第4条第1項に規定する新潟県浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）は、別記第8号様式のとおりとする。

(登録証明書の交付)

第6条 知事は、条例第4条第1項の規定により、登録をしたときは、別記第9号様式による登録証明書を申請者に交付するものとする。

(登録簿の謄本の交付等)

第7条 条例第4条第3項の規定により、登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、別記第10号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

2 前項の閲覧は、新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課内に置く閲覧所において行わせるものとする。

3 何人も閲覧所に掲示された閲覧者の心得を守らなければならない。

(変更の届出)

第8条 条例第7条第1項の規定により、届出をしようとする者は、管轄保健所を経由して別記第11号様式による届出書正副各1部を知事に提出するものとする。

2 前項の届出に係る事項が次の各号に該当するものであるときは、当該各号に定める書類又は図面を届出書に添付しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 一 条例第3条第1項第1号に掲げる事項
書類 | 条例第3条第2項第1号の誓約書及び第3条第1号に規定する書類 |
| 二 条例第3条第1項第2号に掲げる書類
する書類 | 条例第3条第2項第2号の器具明細書及び第3条第1号に規定する書類 |
| 三 条例第3条第1項第3号に掲げる書類
書類 | 条例第3条第2項第1号の誓約書及び第3条第1号に規定する書類 |
| 四 条例第3条第1項第4号に掲げる書類 | 第3条第3号に規定する書類 |
| 五 条例第3条第1項第5号に掲げる書類 | 第3条第4号及び第5号に規定する書類 |
| 六 条例第3条第1項第6号に掲げる書類 | 条例第3条第2項第3号に規定する書類 |

(廃業等の届出)

第9条 条例第8条の規定により、届出をしようとする者は、管轄保健所長を経由して別記第12号様式による届出書正副各1部を知事に提出するものとする。

(浄化槽管理士の兼任承認申請)

第10条 条例第2条第1項の規定により、登録を受けようとする者又は浄化槽保守点検業者は、営業区域の浄化槽の設置基数が少ない等の理由により、条例第10条第2項本文の規定にかかわらず浄化槽管理士を兼任させようとするときは、管轄保健所長を経由して別記第13号様式による承認申請書正副各1部を知事に提出するものとする。

2 条例第10条第2項ただし書き中の浄化槽の設置基数が少ないとは、一の営業区域の浄化槽の設置基数がおおむね百基未満である場合をいうものとする。

(器具の備え付け)

第11条 条例第10条第3項の規定により、営業所ごとに備えるべき器具は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 溶存酸素計
- 二 透視度計
- 三 水素イオン濃度指数測定器具
- 四 亜硝酸性窒素測定器具
- 五 残留塩素測定器具
- 六 汚泥沈殿率測定器具
- 七 スカム及び汚泥厚測定器具
- 八 その他異物の除去等浄化槽の保守点検の技術上の基準を遵守するため必要な用具等

(浄化槽管理士証)

第12条 条例第11条第4項の浄化槽管理士証は、別記第14号様式のとおりにする。

(標識の掲示)

第13条 条例第12条の規定により、浄化槽保守点検業者が掲げる標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録番号
- 三 登録有効期間
- 四 営業所名

2 前項の標識は、別記第15号様式のとおりとする。

(帳簿の備え付け等)

第14条 条例第13条の規定により、営業所ごとに備えるべき帳簿は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 浄化槽保守点検台帳
- 二 浄化槽保守点検記録票
- 三 浄化槽管理士日報

2 前項第1号の浄化槽保守点検台帳は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 契約番号又は整理番号及び施設（建築物）の名称並びに所在地
- 二 浄化槽管理者の氏名及び住所
- 三 浄化槽の処理対象人員、性能及び構造
- 四 浄化槽の工事業者名及び設置届出年月日
- 五 保守点検を担当する浄化槽管理士の氏名
- 六 保守点検実施年月日及び修繕等の記録

3 第1項第2号の浄化槽保守点検記録票は、次にかける事項を記載したものとする。

- 一 浄化槽管理者の氏名及び保守点検実施年月日
- 二 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）第2条第1号のイからへまでに掲げる事項の点検結果
- 三 省令第2条第2号から第14号までに掲げる措置を講じた場合にはその内容
- 四 その他単位装置及び付属機器の稼動状況、異常の有無及び修理の要不要等特記すべき事項

4 第1項第3号の浄化槽管理士日報は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 保守点検実施年月日
- 二 保守点検実施浄化槽の所在地及び浄化槽管理者名
- 三 点検結果又は特記事項

5 第1項の帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書)

第15条 条例第15条第3項の身分証明書は、別記第16号様式のとおりとする。

(様式の特例)

第16条 この規則で定める様式により難い場合は、適宜修正して用いることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第23号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第7号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第42号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第169号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第13号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第19号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第120号）

この規則は、公布の日から施行する。

淨化槽保守点検査業者登録申請書

[illegible]

(その2)

[illegible]

新潟県収入証紙はり付け欄（消印しないこと。）

--

誓 約 書

平成 年 月 日

申請者

新聞與知事

✿

器 具 明 細 書

[illegible]

業 務 提 携 証 書

営業区域	浄化槽清掃業者		浄化槽汚泥を収集し、運搬する業者	
	氏名・住所	確認印	氏名・住所	確認印

略 歴 書 (法人の役員)
(本人)
(法定代理人)

現住所	(〒 -)		
氏 名		生年月日	電話() -
職名(常勤・非常勤の別)			
職 歴	期 間 (自 年 月 日) (至 年 月 日)	従 事 し た 職 務 内 容	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日			
氏 名			



淨化槽受託基數一覽表

管 区 業 域		組合の 提供別	人 権 別 受 託 基 数 (単位:基)					備 考
			合 計	5～20	21～200	201～500	501以上	
	単 独							
	合 併							
	単 独							
	合 併							
	単 独							
	合 併							
	単 独							
	合 併							
	単 独							
	合 併							
	単 独							
	合 併							
計	単 独							
	合 併							

路 歷 書 (浄化园管理士)

現 住 所	(〒) 電話() -)		
氏 名		生 年 月 日	
職 名		専任営業区域	
勤務営業所名		営業所所在地	
職 歴	期 (口 年 月 日) (至 年 月 日)	従 事 し た 職 務 内 容	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名

㊟

(注)「賞罰」の欄には、行政処分についても記載すること。

第 10 号様式（第 7 条関係）

浄化槽保守点検業者登録簿
（謄本交付・閲覧）請求書

年 月 日

住 所
請求者
氏 名

新潟県知事 様

この請求書により、新潟県浄化槽保守点検業者登録簿の（謄本交付・閲覧）を下記のとおり請求します。

記

- 1 （謄本交付・閲覧）を請求する業者名
- 2 謄本交付の枚数
- 3 請求の理由

（注）（ ）内は、不要なものを消すこと。

第 11 号様式（第 8 条関係）

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

登録番号	新潟県知事（登） 第 号	登録年月日	年 月 日
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。			
平成 年 月 日		住 所	
届出者		氏名又は名称	
		〔法人にあっては〕 代表者の氏名	
新潟県知事 様			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

第 12 号様式（第 9 条関係）

廃 業 等 届 出 書

年 月 日

住 所
届出者
氏 名

新潟県知事 様

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 8 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録業者
(1) 住 所
(2) 氏名又は名称
(3) 代表者の氏名
(4) 登録番号 新潟県知事（登） 第 号
(5) 登録有効期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 届出の内容
(1) 廃業等の年月日 年 月 日
(2) 廃業等の理由
新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 8 条第 号該当
(3) 理由説明

第 13 号様式(第 10 条関係)

浄 化 槽 管 理 士 兼 任
承 認 申 請 書

年 月 日

住 所
申請者
氏名又は名称
〔法人にあっては〕
代表者の氏名

新潟県知事 様

浄化槽管理士を兼任したいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認申請内容		(単位：基砂)			
営 業 所 名	浄化槽管理士名	営 業 区 域 名			
		専 任 区 域	浄 化 槽	兼 任 区 域	浄 化 槽
2 承認申請理由（浄化槽の適正管理に支障のないことを証する内容）					

第14号様式（第12条関係）

浄化槽管理士証			
氏 名			
生年月日	年	月	日生
浄化槽管理士 免状交付番号	第	号	
所属営業所名及び 担当営業区域名			
上記のとおりであることを証する。			
年	月	日	
氏 名		印	

第16号様式（第15条関係）

（表 面）

第	号
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第 3項の規定による身分証明書	
年 月 日交付	
新潟県知事	

第15号様式（第13条関係）

40センチメートル以上	
浄化槽保守点検業者登録票	
登録業者者	
代表者の氏名	
登 録 番 号	新潟県知事（登） 第 号
登録有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営 業 所 名	

（裏 面）

この証明書を携帯する者は、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例により立入検査をする職権を行うもので、その関係条文は次のとおりであります。

新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例抜すい

（報告徴収、立入検査等）

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例

(昭和60年7月12日条例第34号) 最終改正 平成17年9月30日条例第102号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(登録)

第2条 浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

五 営業所ごとに業務提携する又は業務提携しようとする浄化槽清掃業者及び浄化槽汚泥の収集運搬業者の氏名又は名称（申請者が自らこれらの事業を営んでいる場合は、その旨）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類

二 第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類

三 営業所ごとに浄化槽清掃業者及び浄化槽汚泥の収集運搬業者と業務提携がなされていること又はなされることが確実であることを証する書類（申請者が自らこれらの事業を営んでいる場合は、その旨を証する書類）

四 その他規則で定める書類又は図面

(登録の実施、登録簿の謄本の交付等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 法若しくは法に基づく処分又はその条例若しくはその条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せら

- れ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- 二 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者
- 三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- 四 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
- 六 法人でその役員のうち前各号の一に該当する者があるもの
- 七 第9条第1項及び第2項に規定する要件の一を欠く者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

- 第6条** 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

- 第7条** 浄化槽保守点検業者が、次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 一 死亡した場合その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合その役員であつた者
- 三 法人が破産により解散した場合その破産管財人
- 四 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合その清算人
- 五 浄化槽保守点検業を廃止した場合浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

- 第8条** 市長は、前条の規定による届出があつた場合（同条の規定による届出がなく同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、直ちにその旨を前条の届出をした者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

- 第9条** 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くものとする。
- 2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに溶存酸素計その他の規則で定める器具を備えなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、前2項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施等)

- 第10条** 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。
- 2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽管理者に文書により通知するとともに、当該浄化槽管理者が浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。
- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者が法第7条及び第11条に規定する水質に関する検査を受けるよう努めなければならない。
- 4 浄化槽管理士は、その職務を行うときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯していなければならない。

(標識の掲示)

- 第11条** 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又

は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第13条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
 - 二 第5条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - 三 第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 四 法第12条第1項の助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いとき。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。
- 2 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、直ちにその旨を当事者に通知しなければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第14条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

- 2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第15条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める手数料を第3条第1項の申請書を提出する際に納付しなければならない。

- 一 第2条第1項の規定により登録を受けようとする者 35,000円
- 二 第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 33,000円

(罰則)

第16条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- 一 第2条第1項又は第3項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者
- 二 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者
- 三 第13条第1項の規定による命令に違反した者

第17条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第3項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- 二 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者
- 三 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 四 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(その他)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市内で浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月を経過する日（その者がその日以前に第3条第1項の規定による申請書を提出した場合にあつては、第2条第1項の登録がある日）までの間は、同項の登録を受けないで、引き続き当該浄化槽保守点検業を営むことができる。

(黒埼町の編入に伴う特例)

3 黒埼町の編入の日前に、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）の規定により新潟県知事登録を受け、旧黒埼町区域を営業区域としていた者は、その登録の有効期間の満了の日までは、第2条の規定による登録を受けている者とみなす。

(合併に伴う特例)

4 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村および中之口村（以下これらの市町村を「編入市町村」という。）の編入の日前に、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）の規定により新潟県知事の登録を受け、編入市町村の区域を営業区域としていた者は、その登録の有効期間の満了の日までは、第2条の規定による登録を受けている者とみなす。

(巻町の編入に伴う特例)

5 巻町の編入の日前に、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の規定により新潟県知事の登録を受け、編入前の巻町の区域を営業区域としていた者は、その登録の有効期間の満了の日までは、第2条の規定による登録を受けている者とみなす。

附 則（平成4年条例第23号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第31号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第2号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第19号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第41号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に登録の有効期間が始まる登録から適用する。

附 則（平成12年条例第71号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第119号）

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成17年条例第102号）

この条例は、平成17年10月10日から施行する。

新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(昭和60年9月28日規則第49号) 最終改正 平成17年9月20日規則第240号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出)

第2条 条例第2条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者は、登録を受けようとする日の2月

前から1月前の間に、申請書を市長に提出しなければならない。

(申請書の様式)

第3条 条例第3条第1項の申請書は、別記様式第1号によるものとする。

(申請書の添付書類)

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する誓約書は別記様式第2号、同項第2号に規定する器具明細書は別記様式第3号、同項第3号に規定する業務提携証書は別記様式第4号によるものとする。

2 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める書類又は図面は、次のとおりとする。

- 一 申請者が個人である場合には、その略歴を記載した書類（別記様式第5号）及び住民票の写し又はこれに代わる書類、申請者が法人である場合には、その代表者及び役員の略歴を記載した書類（別記様式第5号）及び登記事項証明書
- 二 営業所の所在地付近の案内図
- 三 営業所ごとに保守点検を受託している浄化槽の基数を記載した書類（別記様式第6号）
- 四 営業所ごとに置かれる専任の浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けた者であることを証する書類
- 五 前号の浄化槽管理士の略歴を記載した書類（別記様式第7号）及び住民票の写し又はこれに代わる書類
- 六 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条第2項に規定する政令で定める規模の浄化槽の保守点検を行おうとする場合は、浄化槽管理士が環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「省令」という。）第8条に規定する技術管理者の資格を有していることを証する書類
- 七 その他申請書に添付することを市長が指示した書類又は図面

(登録簿の様式)

第5条 条例第4条第1項の浄化槽保守点検業者登録簿は、別記様式第8号によるものとする。

(登録証明書の交付)

第6条 市長は、条例第4条第1項の規定により登録をした場合は、別記様式第9号による浄化槽保守点検業者登録証明書を交付するものとする。

(登録簿の謄本の交付等)

第7条 条例第4条第3項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求しようとする者は、別記様式第10号による浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付（閲覧）請求書を市長に提出しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧は、新潟市役所市民局環境部環境対策課内において、市長の定める方法により、これを行わなければならない。

(変更の届出)

第8条 条例第6条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、別記様式第11号による浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 条例第6条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げる事項に係るものであるときは、当該各号に定める書類又は図面を浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書に添付しなければならない。

- 一 条例第3条第1項第1号に掲げる事項 条例第3条第2項第1号に規定する誓約書及び第4条第2項第1号に規定する書類
- 二 条例第3条第1項第2号に掲げる事項 条例第3条第2項第2号に規定する器具明細書及び第4条第2項第2号に規定する図面
- 三 条例第3条第1項第3号に掲げる事項 条例第3条第2項第1号に規定する誓約書及び第4条第2項第1号に規定する書類
- 四 条例第3条第1項第4号に掲げる事項 第4条第2項第4号及び第5号に規定する書類
- 五 条例第3条第1項第5号に掲げる事項 条例第3条第2項第3号に規定する書類

3 第6条の規定は、条例第6条第1項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第9条 条例第7条の規定により廃業等の届出をしようとする者は、別記様式第12号による浄化槽保守点検業廃業等届出書を市長に提出しなければならない。

(器具の備付け)

第10条 条例第9条第2項に規定する規則で定める器具は、次のとおりとする。

- 一 溶存酸素計
- 二 透視度計
- 三 水素イオン濃度指数測定器具
- 四 亜硝酸性窒素測定器具
- 五 残留塩素測定器具
- 六 汚泥沈殿率測定器具
- 七 スカム及び汚泥厚測定器具
- 八 その他異物の除去等浄化槽の保守点検の技術上の基準を遵守するため必要な用具等

(浄化槽管理士証)

第11条 条例第10条第4項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、別記様式第13号によるものとする。

(標識)

第12条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録番号及び登録有効期間
- 三 営業所名

2 条例第11条の標識は、別記様式第14号によるものとする。

(帳簿の備付け等)

第13条 条例第12条の規定により営業所ごとに備えるべき帳簿は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽保守点検台帳
- 二 浄化槽保守点検記録票
- 三 浄化槽管理士日報

2 前項第1号の浄化槽保守点検台帳は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 契約番号又は整理番号及び施設又は建築物の名称並びに所在地
- 二 浄化槽管理者の氏名及び住所
- 三 浄化槽の処理対象人員、性能及び構造
- 四 浄化槽の工事業者名及び設置届出年月日
- 五 保守点検を担当する浄化槽管理士の氏名
- 六 保守点検実施年月日及び修繕等の記録

3 第1項第2号の浄化槽保守点検記録票は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 浄化槽管理者の氏名及び保守点検実施年月日
- 二 省令第2条第1号イからへまでに掲げる事項の点検結果
- 三 省令第2条第2号から第14号までに掲げる措置を講じた場合には、その内容
- 四 その他単位装置及び付属機器の稼動状況、異常の有無、修理の可否等特記すべき事項

4 第1項第3号の浄化槽管理士日報は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 保守点検実施年月日及び時刻
- 二 保守点検浄化槽の所在地及び浄化槽管理者名
- 三 点検結果又は特記事項

5 第1項の帳簿は、各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後3年間保存しなければならない。

(身分を示す証明書)

第14条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第15号によるものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（昭和60年10月1日）から施行する。

附 則（昭和61年規則第4号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第8号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第34号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第48号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第101号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年規則第19号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第240号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

浄化槽保守点検業者登録（更新）申請書

（あて先）新潟市長

申請者 住 所

氏 名

（法人の場合はその名称）
所在地、代表者の氏名

氏名又は名称			
住 所	（〒 ） 電話番号 （ ）		
法人にあっては 代表者の氏名			
役員（業務を執行する社員、取締役又はこれに準ずる者）の氏名			
氏 名	役名（常勤・非常勤）	氏 名	役名（常勤・非常勤）

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる専任の浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号			
営 業 所	名 称		
	所 在 地		
浄化槽管理士	氏 名	免状の交付番号	技術管理者（し尿） 資 格 の 有 無
業務提携業者の氏名又は名称			
浄 化 槽 清 掃 業 者 名	浄化槽汚泥の収集運搬業者名	備 考	

(あて先) 新潟市長

別記様式第3号(第4条関係)

器具明細表

(營業所名) _____ 年 月 日現在

[illegible]

別記様式第4号(第4条関係)

業 務 提 携 証 書

年 月 日現在

営業所名			
浄化槽清掃業者	浄化槽汚泥の収集運搬業者		
住所・氏名	確認印	住所・氏名	確認印

別記様式第5号(第4条関係)

略 歴 書 (法人の役員)
(本人)
(法定代理人)

現住所	〒 _____ 電話番号（ ） _____					
氏名 フリガナ				生年月日		
職名				常勤・非常勤の別		
職歴	昇格 (自至)	開始 (年 月 日)	従事した職務内容			
歴						
賞罰	年 月 日		賞 罰 の 内 容			
罰						
上記のとおり相違ありません。						
年 月 日						
氏名						

配入上の注意

- 1 (法人の役員)
(本人)については、不要のものを消すこと。
(法定代理人)
- 2 「賞罰」の欄には、行政処分等についても記載すること。

年 月 日現在

營業店名						
人権 方式	合 計	5～20	21～200	201～500	501以上	備 考
計	基	基	基	基	基	
単独浄化槽						
合併浄化槽						

略歴書（浄化槽管理士）

現住所		電話番号 ()	
氏名	生年月日		
勤務先名	職名		
職歴	期 (自 年 月 日 至 年 月 日)	従事した職務内容	
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日		氏名	印

「賞罰」の欄には行政処分等についても記載すること。

新編市淨化槽保守点検査要覽

[illegible]

淨化槽保守点檢業者登録事項変更届出書

(あて先) 新潟市長

登録業者（届出者）		住 所	
		（法人の場合はその所在地） 電 話 （ ）	
		氏 名	
		（法人の場合はその名称、代表者の氏名）	
登録番 号		新潟市長（登）第 号	
登録年 月 日		年 月 日	
変 更 内 容	変 更 事 項		
	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			

[illegible]

浄化槽清掃廃業等届出書

年 月 日

（あて先）新潟市長

許可業者 （届出者）	住 所
	（法人の場合はその所在地） 電話（ ） 氏 名 （印） （法人の場合はその名称、代表者の氏名）
許可番号	指令第 号
許可年月日	年 月 日
廃業等年月日	年 月 日
廃業等の理由	

- 添付書類 1 清掃業許可証
2 廃業等の理由が証明できる書類

新潟県浄化槽法定検査実施要領の改正について（通知）

平成18年1月31日付け廃第2049号

保健所長あて新潟県県民生活・環境部長通知※

記

このことについて、別紙のとおり標記要領を改正し、平成18年2月1日から施行することとしたので通知します。
貴管内の浄化槽法第7条及び第11条に規定する水質検査（以下「法定検査」という。）の受検率の向上のため、法定検査の受検について浄化槽管理者への啓発に努めてください。

また、20人槽以下の浄化槽に限り、BOD検査及び採水員制度の導入により、検査の効率化を図った浄化槽法第11条に規定する水質検査（効率化11条検査）を実施することとしたので、遺漏のないよう貴管内の浄化槽管理者、保守点検業者等への指導をお願いします。

※本通知は、新潟市、(社)新潟県浄化槽整備協会、新潟県環境整備事業協同組合、新潟市浄化槽協会及び指定検査機関に対しても参考送付されている。

別紙

新潟県浄化槽法定検査実施要領 （趣旨）

第1条 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条及び第11条に定める水質に関する検査（以下「法定検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（浄化槽管理者等の責務）

第2条 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定により浄化槽の保守点検及び清掃をするとともに、法第7条第1項及び第11条第1項の規定により法定検査を受けなければならない。

2 法第7条の規定による検査（以下「法第7条検査」という。）は浄化槽が適正に設置されているか否かを早い

時期に確認するために、法第11条の規定による検査（以下「法第11条検査」という。）は浄化槽の保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かにつき判断するために行うものである。

- 3 し尿のみを処理する浄化槽を使用する者は、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第3条の規定により、し尿及びこれを併せて雑排水を処理する浄化槽の設置等に努めなければならない。

（県等の責務）

第3条 県及び新潟市は、法定検査が適切かつ確実に実施されるよう、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽保守点検業者等に対し助言及び指導を行うものとする。

- 2 県及び新潟市は、法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定検査機関から報告された法定検査の結果等を踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生の確保のため必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者等に対し、浄化槽の設置又は維持管理の改善等について助言又は指導を行うものとする。

（指定検査機関の責務）

第4条 指定検査機関は、法定検査制度の趣旨を十分理解し、法定検査の実施率の向上を図るため、検査員（環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第55条第1項第5号に規定する検査員をいう。以下同じ。）の養成及び法定検査の啓発普及に努めるとともに、法定検査の実施を通じて、浄化槽の適正な設置又は維持管理について浄化槽管理者への助言に努めるものとする。

（浄化槽保守点検業者の責務）

第5条 浄化槽保守点検業者は、新潟県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟県条例第34号）第11条第3項及び新潟市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年新潟市条例第34号）第10条第3項の規定により、浄化槽管理者に対し、法定検査を受けさせるよう啓発するとともに、法定検査が円滑に実施されるよう積極的に協力するものとする。

（関係団体の責務）

第6条 浄化槽に関係する団体は、法定検査が円滑に実施されるようその会員に周知するとともに、浄化槽管理者への受検の啓発に努めるものとする。

（法定検査の手続）

第7条 指定検査機関は、その検査業務を行う地域に存する浄化槽について、浄化槽管理者からの申込みを受けて、法定検査を実施するものとする。

- 2 法第7条検査にあっては当該浄化槽を設置した浄化槽工事業者、法第11条検査にあっては保守点検業者は、浄化槽管理者から依頼されたときは、浄化槽管理者に代わって前項の申込みを行うものとする。

（法第7条検査の実施前の事務処理）

第8条 所轄保健所長（当該浄化槽が存する地域を所轄する保健所の長（新潟市にあっては市長）をいう。以下同じ。）は、法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第5項の規定による浄化槽に関する通知に係る書類の写し等を取りまとめ、指定検査機関に提供するものとする。

- 2 指定検査機関は、前項の書類の写し等の提供を受けたときは、法第7条検査の実施計画を定め、浄化槽管理者に法第7条検査の受検について通知するとともに、当該実施計画を浄化槽保守点検業者に通知し、法第7条検査の実施について協力を依頼することができる。

（法定検査の実施）

第9条 法定検査は、外観検査、水質検査及び書類検査とし、別表第1に定める法定検査項目について実施するものとする。

- 2 水質検査は、別表第2に定める方法により実施するものとする。
- 3 指定検査機関は、法定検査を当該指定検査機関の検査員に実施させるものとする。ただし、別表第1の効率化11条検査の欄を適用して実施する法第11条検査（以下「効率化11条検査」という。）については、当該指定検査機関の職員（当該指定検査機関が法第11条検査の一部を浄化槽保守点検業者に委託した場合にあっては、当該保守点検業者の職員を含む。）のうち効率化11条検査を適正に実施することができる者として新潟県浄化槽法定検査管理協議会（以下「協議会」という。）から指定を受けた者（以下「採水員」という。）に実施させることができる。
- 4 法定検査の実施に当たっては、検査員にあっては身分証明書（別記第1号様式）を、採水員にあっては協議会が交付する採水員証明書を携帯し、浄化槽管理者その他の関係者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 5 指定検査機関は、法定検査を実施したときは、検査済証（別記第2号様式）を浄化槽管理者に交付するものとする。

（検査票及び検査結果書）

第10条 法第7条検査は、浄化槽設置状況検査票（別記第3号様式）及び浄化槽法定検査結果書（法第7条）（別記第4号様式）により行うものとする。

2 法第11条検査は、浄化槽維持管理検査票（別記第5号様式）及び浄化槽法定検査結果書（法第11条）（別記第6号様式）により行うものとする。ただし、効率化11条検査は、浄化槽維持管理検査票に代えて簡易な検査票（以下「簡易検査票」という。）により行うことができる。

3 浄化槽設置状況検査票、浄化槽維持管理検査票及び簡易検査票（以下「検査票」という。）は、検査員又は採水員が検査の際に浄化槽の設置場所において、検査項目ごとに次条第1項の規定により行った検査結果の判断を記入するものとする。ただし、効率化11条検査の検査項目のすべてに異常が認められないときは、検査票の作成を省略することができる。

4 浄化槽法定検査結果書（法第7条検査）及び浄化槽法定検査結果書（法第11条検査）（以下「検査結果書」という。）は、次条第2項の規定により行った検査結果の判定及び浄化槽の設置又は維持管理について改善が望ましいと認められる事項等を記入するものとする。

5 指定検査機関は、検査票の原本及び検査結果書の写しを法定検査を行った日から3年間保存するものとする。

（検査結果の判断及び判定）

第11条 検査票に係る検査結果の判断は、次の各号によるものとする。

(1) 外観検査については、外観検査に係る検査項目について異常が認められるかどうかにより判断するものとし、異常が認められるときは、その内容を備考欄等に記入するものとする。

(2) 水質検査については、別表第3に定める望ましい範囲に照らして判断するものとする。ただし、同表に定める望ましい範囲は、検査に係る浄化槽の機能状態が望ましい状態にあるかどうかを水質検査に係る検査項目について示したものであり、当該浄化槽の水質検査の結果が、当該範囲に該当しないことをもって、直ちに当該浄化槽の設置又は維持管理が不適正であると認められるものではないことに十分留意するものとする。

(3) 書類検査については、検査に係る浄化槽の保守点検及び清掃の実施回数並びに記録の保存の有無及び記載内容により判断するものとする。なお、当該記録の記載内容については、保守点検及び清掃がそれぞれ保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準に従って実施されたことが記録されているか否かを検査するものとする。

2 検査結果書に係る検査結果の判定は、外観検査、水質検査及び書類検査の結果から判断して、次に掲げる区分により行うものとする。

(1) 浄化槽の設置に関する判定区分

ア 適正 イ及びウに該当しない場合をいう。

イ おおむね適正 浄化槽の機能を維持していく上で一部改善することが望ましいと認められる場合（ウに該当する場合を除く。）をいう。

ウ 不適正 浄化槽の構造基準又は浄化槽工事の技術上の基準に違反し、又はそのおそれがあり、改善を要すると認められる場合をいう。

(2) 浄化槽の維持管理に関する判定区分

ア 適正 イ及びウに該当しない場合をいう。

イ おおむね適正 浄化槽の維持管理について一部改善することが望ましいと認められる場合（ウに該当する場合を除く。）をいう。

ウ 不適正 浄化槽の保守点検又は清掃に関する法の規定に違反し、又はそのおそれがあり、改善を要すると認められる場合をいう。

（法定検査に当たっての留意事項）

第12条 法定検査に当たっては、当県が雪国であり、冬期間の浄化槽の保守点検及び清掃が困難である等の特殊性を十分考慮して、法定検査の実施の時期を定めるものとする。

2 法第7条検査に当たっては、可能な範囲で当該浄化槽の工事に係る記録等を参考とするものとする。

3 法第11条検査（効率化11条検査を除く。）に当たっては、法第7条検査又は前回の法第11条検査の結果の概要をあらかじめ浄化槽維持管理検査票の「前回の法定検査結果の概要」欄に記入しておくものとする。

4 法第7条検査の判定に当たっては、当該浄化槽の設置状況を勘案し、今後当該浄化槽の保守点検、清掃又は使用に当たり留意すべき事項がある場合には、その内容を浄化槽法定検査結果書（法第7条）の「留意事項」欄に記入するものとする。

5 法第11条検査の判定に当たっては、当該浄化槽について構造又は規模の変更工事が必要と認められる事項又は使用に当たり留意すべき事項がある場合には、その内容を浄化槽法定検査結果書（法第11条）の「留意事項」欄に記入するものとする。

(法定検査後の措置)

第13条 指定検査機関は、法定検査の終了後、速やかに検査結果書を作成し、浄化槽管理者に交付するものとする。

- 2 指定検査機関は、「不適正」又は「おおむね適正」と判定された浄化槽について前項の規定により検査結果書を交付したときは、直ちに、当該検査結果書の写しに、法第7条検査にあっては浄化槽設置状況検査票の写しを、法第11条検査にあっては浄化槽維持管理検査票又は簡易検査票の写しを添えて、所轄保健所長に送付するものとする。
- 3 前項の規定により検査結果書等の写しの送付を受けた所轄保健所長は、必要があると認めるときは、当該浄化槽の立入検査を行う等により適切な措置をとるものとする。
- 4 第2項の規定により「不適正」と判定された浄化槽について検査結果書の写しの送付を受けた所轄保健所長は、その検査結果書が法第7条検査に係るものである場合にあっては当該検査結果書の写し及び浄化槽設置状況検査票の写しを当該浄化槽の存する区域を所轄する特定行政庁及び関係市町村（環境担当課）に、その検査結果書が法第11条検査に係るものである場合にあっては当該検査結果書の写し及び浄化槽維持管理検査票又は簡易検査票の写しを関係市町村（環境担当課）に送付するものとする。
- 5 指定検査機関は、法第7条第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、毎月末までに、その前月中に実施した法定検査に関する次の事項を所轄保健所長に報告しなければならない。
 - (1) 法定検査を行った年月日
 - (2) 浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 設置場所
 - (4) 法第13条第1項又は第2項の認定を受けている浄化槽にあっては、当該浄化槽を製造した者の氏名又は名称及び浄化槽の名称
 - (5) 法第7条検査に関する報告の場合にあっては浄化槽工事及び保守点検を行った者の氏名又は名称（法第7条検査の前に清掃を行った場合にあっては、当該清掃を行った者の氏名又は名称を含む。）、法第11条検査に関する報告の場合にあっては前回の法第11条検査（法第11条検査を受けたことがない浄化槽にあっては、法第7条検査）の後に保守点検及び清掃を行った者の氏名又は名称
 - (6) 法定検査の結果（浄化槽の機能に障害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合にあっては、その原因を含む。）
- 6 指定検査機関は、毎年度、当該年度に受けるべき法定検査を受けていない浄化槽管理者について、浄化槽法定検査未受検者一覧表（別記第7号様式）を作成し、翌年度の4月30日までに所轄保健所長に報告するものとする。

附 則

この要領は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成18年2月1日から施行する。

別表第1 法定検査項目

区分	法定検査項目		
	法第7条検査	法第11条検査	効率化11条検査
外観検査	1 設置状況 2 設備の稼働状況 3 水の流れの状況 4 使用の状況 5 悪臭の発生状況 6 消毒の実施状況 7 か、はえ等の発生状況 注) 細目は、浄化槽設置状況検査票に掲げるとおりとする。	1 設置状況 2 設備の稼働状況 3 水の流れの状況 4 使用の状況 5 悪臭の発生状況 6 消毒の実施状況 7 か、はえ等の発生状況 注) 細目は、浄化槽維持管理検査票に掲げるとおりとする。	1 設置状況（漏水の状況、循環装置の固定状況、その他の内部設備の固定状況、流入管渠及び放流管渠の設置状況並びに送風機の設置状況） 2 設備の稼働状況（循環装置の稼働状況） 3 水の流れの状況（流入管渠（路）の水流の状況及び放流管渠（路）の水流の状況） 注)（ ）内の細目の意義は、浄化槽維持管理検査票に掲げる細目と同様とする。
水質検査	1 水素イオン濃度 2 汚泥沈殿率 3 溶存酸素量 4 透視度 5 塩化物イオン濃度 6 残留塩素濃度 7 生物化学的酸素要求量	1 水素イオン濃度 2 溶存酸素量 3 透視度 4 残留塩素濃度	1 水素イオン濃度 2 溶存酸素量 3 透視度 4 塩化物イオン濃度 5 残留塩素濃度 6 生物化学的酸素要求量 注) 腐敗型浄化槽にあっては、溶存酸素量の測定を要しない。
書類検査	使用開始直前に行った保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否かを検査する。	保存されている保守点検及び清掃の記録等を参考とし、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かを検査する。	

注) 効率化11条検査の欄は、20人槽以下の浄化槽について適用することができる。

(以下、様式等は省略)